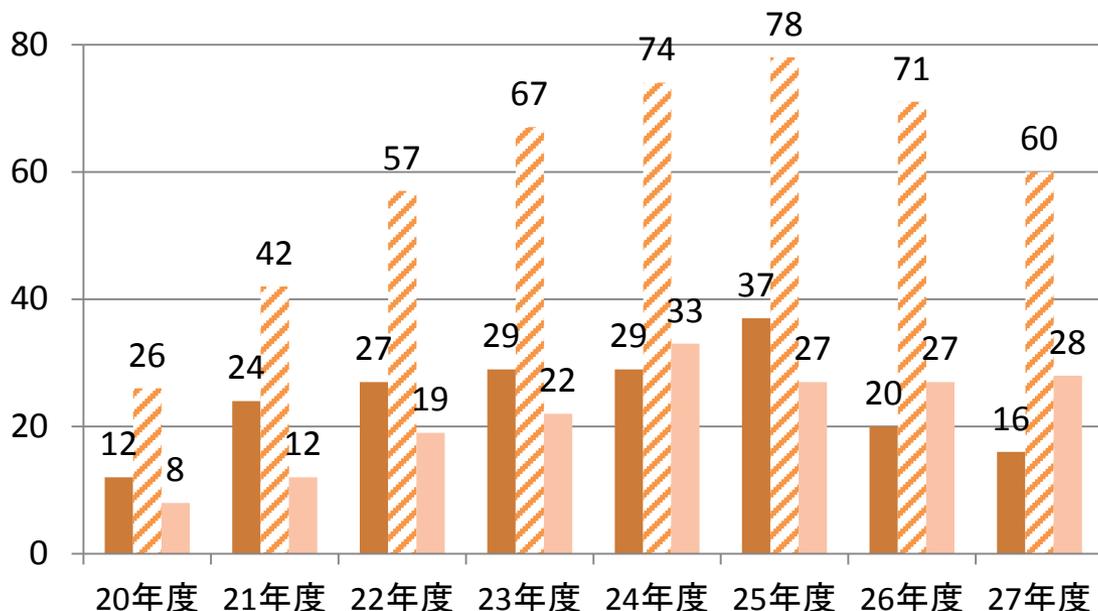


<平成27年度公害等調整委員会年次報告の概要①>

- 平成27年度の公害紛争事件等の処理状況を国会に報告(公害等調整委員会設置法第17条)
- 平成28年5月20日(閣議決定)

1 公害紛争事件

平成27年度 【係属】 60件 【受付】16件 【終結】28件



- 前年度より受付件数は減少、終結件数は増加
- 終結件数のうち、職権調停が8件で過去最多

■ 受付件数
▨ 係属件数
■ 終結件数

2 土地利用調整

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定 【係属】1件 【受付】1件 【終結】0件
- ② 土地利用に関して処分を行う行政庁に対する意見の申出等
【係属】29件 【受付】11件 【終結】15件

＜平成27年度公害等調整委員会年次報告の概要②＞

平成27年度の係属事件の特徴

- ① 裁定事件の割合が高い → 係属事件60件のうち、57件が裁定事件
- ② 小規模事件が多い → 都市型、生活型で、被害の範囲が比較的小規模な事件が多い傾向
- ③ 公害紛争の多様化 → 化学物質や廃棄物処理に関する紛争など様々な原因が複合した紛争について、制度を柔軟に運用し、広く取り上げ

平成27年度の公調委の主な取組

- ① 現地調査等の充実 → 専門的な現地調査等(8回)、専門委員26名任命
- ② 現地期日※1の推進 → 当事者の負担軽減のため、現地での審問期日を開催(5回)
- ③ 職権調停による解決 → 話し合いによる解決の見通しがある場合、職権調停に付し、迅速・適正な解決(8件)
- ④ 都道府県公害審査会※2との連携 → 公害紛争処理を巡る論点、事件処理や苦情処理の実情等の情報・意見交換(中央・ブロック毎に会議開催)
- ⑤ 利便性の向上 → 手続の電子化、本人申請への丁寧な対応
- ⑥ 広報活動の推進 → 市役所、弁護士、法テラス等へ公害紛争処理制度の周知

※1 「現地期日」とは、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催。

※2 「都道府県公害審査会」とは、公害紛争処理法に基づき、公害紛争を処理するため都道府県に設置。独立して紛争の解決に当たる。

【ご参考】公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法第3条に基づく機関

(2) 委員構成

委員長1名、委員6名（国会同意人事）
事件ごとに3名で構成される裁定委員会（又は調停委員会）を設け、解決に当たる

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る

ア 裁定

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について判断を行う手続

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

公害紛争処理法による
公害紛争事件の管轄

- 重大事件
- 広域処理事件
- 県際事件

上記を除く事件

公害等調整
委員会

都道府県
公害審査会

※ 上記とは別に、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口を設置

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定

イ 土地利用に関して処分を行う行政庁に対する意見の申出